

「めだかの家本館」管理（運営）規程

（事業の目的）

第1条

この規程は、有限会社いわてにつかコミュニティ企画が設置運営する住宅型有料老人ホーム「めだかの家本館」（以下「事業所」という）が行なう事業の適正な運営を確保するために、人員、管理運営に関する事項を定め入居者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条

- 1.かつての長屋の生活スタイルを重視し、入居者同志が「共存、共栄、共同」により、生きがいを持って生活できる場になるように、職員は入居者の残存機能を十分に理解し自立支援に向けた援助を行う。
- 2.入居者が可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、必要な生活支援サービスの援助を行い、心身機能の維持、向上を図ることを支援します。
- 3.入居者は自立支援に向け、必要に応じて介護保険サービスの利用を受けることができ、事業者はこれを支援します。
- 4.当事業所では、入居者の身体拘束ゼロを目指しております。しかし、危険防止のためやむ終えない場合は、ご家族に相談の上ご理解と許可を頂きます。
- 5.事故防止に最大限の努力を行い入居者の「安全、安心」の場を提供する。

（取り扱い方針）

第3条

- 1.事業所において提供するサービスは、入居契約書、重要事項説明書等に沿ったものとする。
- 2.入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供につとめるとともに、入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3.入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4.職員は、適切な介護技術、知識を持って対応する。

(本事業所の名称)

第 4 条 本事業所の名称は次のとおりとする。

「めだかの家本館」

(事業所の所在地)

第 5 条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

岩手県盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 施設長 1 名

施設長は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

2. 生活相談員 1 名 (施設長と兼務)

生活相談員は、入居者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、関係機関との連携において必要な役割を果たす。

3. 介護職員 2 名以上

介護職員は、入居者の心身の状況を的確に把握し、適切な介助を行う。

4. 調理職員 2 名

調理職員は入居者の嗜好、健康状態を考慮し、適切な食事の提供。健康管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 本事業所の営業日、営業時間は年中無休の 24 時間体制とする。

(利用定員)

第 8 条 入居者の利用定員は 7 人とする。

(サービスの内容)

第 9 条 介護サービスの内容等は、契約書及び重要事項等に定めるところによる。

(利用料及び利用料の支払い)

第 10 条 本事業所が提供するサービス利用料及び支払い方法・利用料金の改定については、契約書及び重要事項に定めるところによる。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 12 条 提供したサービスに関する苦情に対して、迅速かつ適正に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置し、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第14条

1. サービス提供に使用する設備、器具、備品等は常に清潔に保ち定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。
2. 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時に対する対応)

第 15 条 入居者の状態に急変、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を講じると共に施設長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 天災、その他の災害が発生した場合は、職員は入居者の避難等適切な措置を講じる。また、施設長は日常的に具体的な避難方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとるものとする。

(介護を行う場合の基準)

第 17 条 入居者、その家族からの介護サービス利用の要望、または医師からの指示、施設職員の判断と入居者、その家族の同意により介護サービスを受けることができる。

(医療を要する場合の対応)

第 18 条

- 1.医療が必要となった場合、個人で訪問看護、訪問診療等の医療サービスを契約していただき有料老人ホームでの生活を継続することができる。
- 2.事業所は入居者、その家族から相談があった場合は医療サービスを提供する事業所の情報を提供する。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条

- 1.職員の質の向上を図るため研修等の機会を設けること。
- 2.事業所は、この事業を行うため、必要な記録、帳簿を整備するものとする。
- 3.この規程の定める事項のほか、運営に関する事項は管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。